

令和8年6月25日

当社らによる会社更生及び破産手続開始申立ての概要

株式会社絆ホールディングス
株式会社 JOB connect
株式会社レーヴ
株式会社リベラーラ
NPO 法人リアン
上記ら代理人弁護士 中島 浩斗

1 当社らの概要

会社更生及び破産手続開始申立てを行った当社らの概要は以下のとおりです。

- (1) 株式会社絆ホールディングス（以下「**絆HD**」といいます。）
 - ・所在地等 大阪市中央区内本町一丁目2番8号 TSK ビル8階
 - ・設立年月日 平成24年1月11日
 - ・事業内容 ①障害福祉サービス事業②フリースクール事業
 - ・資本金 2000万円
 - ・従業員数 19名（令和8年6月12日現在）
 - ・売上高 16億6857万5386円（令和8年3月期・15期）
- (2) 株式会社 JOB connect（以下「**JOB**」といいます。）
 - ・所在地等 大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目14番10号 鶴森之宮ハイツ3階
 - ・設立年月日 令和2年2月20日
 - ・事業内容 ①障害福祉サービス事業②障害児通所支援事業
 - ・資本金 500万円
 - ・従業員数 48名（令和8年6月12日現在）
 - ・売上高 18億6780万6101円（令和8年3月期・7期）
- (3) 株式会社レーヴ（以下「**レーヴ**」といいます。）
 - ・所在地等 大阪市中央区内本町一丁目2番14号 秀和ビル10階
 - ・設立年月日 令和3年3月9日
 - ・事業内容 ①障害福祉サービス事業②障害児通所支援事業
 - ・資本金 4999万円
 - ・従業員数 63名（令和8年6月11日現在）
 - ・売上高 19億3655万8472円（令和8年3月期・6期）
- (4) 株式会社リベラーラ（以下「**リベラーラ**」といいます。）
 - ・所在地等 大阪市中央区谷町三丁目1番9号 MG 大手前ビル2階
 - ・設立年月日 令和4年1月27日
 - ・事業内容 ①障害福祉サービス事業②障害児通所支援事業
 - ・資本金 3333万円
 - ・従業員数 49名（令和8年6月11日現在）
 - ・売上高 20億3041万1838円（令和8年3月期・3期）
- (5) NPO 法人リアン（以下「**リアン**」といいます。）
 - ・所在地等 大阪市中央区内本町一丁目2番8号 TSK ビル2階
 - ・設立年月日 平成27年12月17日
 - ・事業内容 ①障害福祉サービス事業②相談支援事業③障害児通所支援事業
 - ・従業員数 11名（令和8年6月11日現在）
 - ・売上高 15億1762万3349円（令和8年3月期・11期）

2 申立て時点における当社らの負債の状況

会社更生及び破産手続開始申立て時点で把握している当社らの負債の状況は以下のとおりです。

(単位:円)

	負債総額	金融債務	給付費返還債務	グループ会社に対する債務
絆HD	5,501,910,627	1,507,799,000	0	3,686,000,000
JOB	2,076,236,816	28,645,000	1,959,213,702	0
レーヴ	7,802,264,394	135,153,000	7,531,796,240	0
リベラーラ	6,145,367,270	24,336,000	5,969,457,986	0
リアン	7,427,831,975	64,689,000	6,773,874,415	490,000,000
5社合計	28,953,611,082	1,760,622,000	22,234,342,343	4,176,000,000

3 会社更生手続・破産手続開始申立ての経緯

当社らは、JOB、レーヴ、リベラーラ及びリアン（4社を併せて、以下「子会社ら」といいます。）において、障害児通所支援事業¹及び障害福祉サービス事業としての就労継続支援A型事業²（以下「A型事業」といいます。）を行っており、絆HDは、いわゆる持株会社として、子会社らの管理及び統括を行っていました。

しかしながら、令和8年3月27日、子会社らが運営するA型事業に係る事業所4つ全てについて、障害福祉サービス事業者の指定を同年5月1日付で取り消す旨の処分の通知を受けました。子会社らは、同通知を受けたことに伴い、同年4月末にA型事業を廃止しました。これに伴い、当社らは、A型事業に係る訓練等給付費を受給することができなくなり、当社ら全体の売上は大幅に減少しました。

また、当社らは、援護市³から給付費の返還を求められていますが、援護市が求める給付費を全額返還するだけの資金はありません。

当社らは現在も障害児通所支援事業等の運営を行っています。しかしながら、上記のような状況において、当社らの事業を維持・継続するためには法的整理手続を利用する必要があると判断に至り、絆HD、JOB、レーヴ及びリベラーラについて会社更生手続の申立てを、リアンについて破産手続開始の申立てを、それぞれ行いました。この会社更生手続及び破産手続では、裁判所から、野上昌樹弁護士が保全管理人として選任されています。

¹ 障害児通所支援事業は、主に障害児を対象とした支援事業であり、⑦児童発達支援、⑧放課後等デイサービス、⑨居宅訪問型児童発達支援及び⑩保育所等訪問事業により構成されます。このうち子会社らが運営しているのは、後述のとおり⑦、⑧及び⑩の事業です。

² 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う事業です。

³ A型事業における訓練等給付費は、障害者に対して給付費支給決定を行った、当該障害者が居住する市町村により支払われます（この障害福祉サービスの申請を行う際の基準となる当該市町村を、一般的に「援護市」と呼びます。）。そのため、実際の給付費返還請求は、各援護市によって行われます。

4 当社らの事業の維持・継続の必要性及び今後の見通しについて

(1) 障害児通所支援事業について

当社らは、障害児通所支援事業を運営しており、同事業に関して大阪市において合計 18 の事業所を有しています。子会社らが運営している障害児通所支援事業の具体的な内容は主に以下のとおりです。

①児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる、主に未就学の障害児を対象としており、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うことを目的とした事業。
②放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害児を対象として、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進する事業。 具体的には、学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の場を提供しています。
③保育所等訪問支援	保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障害児を対象として、障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を実施する事業。

(2) 障害児通所支援事業を維持・継続する必要性

当社らは上記の障害児通所支援事業を行っているところ、当該事業の利用者は障害児及び障害児である可能性がある者を対象としており、社会的意義が非常に高い事業です。仮に事業所が廃止されると児童に対する悪影響が生じ、また、その保護者の負担が増加することが予想されるため、従来の人的・場所的環境で当該事業を維持・継続することの必要性が極めて高いものと考えております。

(3) 今後の見通し

当社事業の重要性に鑑み、保全管理人において、今後も当社らの事業が維持・継続されるものと理解しております。

以上